

別紙 1

仕 様 書

1 件 名

六連島点検用通路修繕

2 施工場所

下関市大字六連島地内

3 完了期日

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで

4 修繕内容

六連島ポンプ場への点検用通路において損傷が確認されたため、修復するとともに、安全に通行できるよう歩廊の設置を行うもの。

なお、詳細については以下のとおりとする。

(1) 山道整備

歩廊設置場所までの資材搬入経路において通行を阻害する草木の伐採をすること。

(2) 水路側面補修

延長約 1.5m

現地の石等で欠損部を埋め、空隙に土とセメントを混ぜた改良土を充填すること。(参考図参照)

(3) 歩廊設置

延長約 6m 通路幅約 0.8m

当該区間を安全に通行できるよう、単管パイプ等による歩廊を設置すること。また歩廊には手すりを設け、利用者の転落防止措置を講じること。(参考図参照)

5 提出書類

- (1) 作業日程表
- (2) 修繕写真（作業前、作業中及び作業後）
- (3) 修繕完了届
- (4) その他下関市上下水道局（以下「局」という。）担当者が指示するもの

6 その他

- (1) 着手に当たり、作業日、使用材料、作業方法等について局担当者と事前に協議をすること。
- (2) 作業については、原則として、閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。
- (3) 作業に当たり、関係法令等を遵守すること。
- (4) 作業中、既設構造物及び工作物を破損し、又は損傷を与えた場合は、直ちに局担当者に報告し、局担当者の指示により受注者において原形復旧等すること。
- (5) 作業に当たり、車両及び歩行者の通行に支障のないよう作業すること。
- (6) 本修繕で発生した廃棄物等については、関係法令に従い適正に処分すること。
- (7) 使用機器の油漏れによる作業場所の汚損等がないように注意すること。
- (8) 本仕様書中に記されている数量は参考数量であるため、作業前に必ず数量確認を行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、協議の上決定するものとする。